

<報道発表資料>

E-mail: a2640@pref.saitama.lg.jp

令和5年5月18日

自動車税（種別割）の納期限は5月31日（水曜日）です。

- 自動車税（種別割）は、4月1日現在の自動車の所有者の方にお願ひする税金です。納期限である5月31日（水曜日）までに納税をお願ひします。
- スマートフォン決済アプリから納税通知書の地方税統一QRコード（eL-QR（エルキューアール））を読み取ることで簡単に納税ができます。納税に利用できるスマートフォン決済アプリが増えて、さらに納めやすくなりました。御利用できる主なアプリは、PayPay、PayB、au PAY、ファミペイ、d払い、楽天ペイなどです。
- 障害者の方のための減免申請については、窓口での申請のほか、郵送と電子申請による手続きができます。県税事務所等に直接出向くことなく申請手続きができますので御利用ください。

1 納税通知書の発送

- (1) 発送日 令和5年5月8日（月曜日）
- (2) 課税台数 約233万台
- (3) 課税額 約845億円
- (4) 納期限 令和5年5月31日（水曜日）

2 納税の方法

- (1) キャッシュレスによる納税

ア スマートフォン決済アプリ

納税通知書の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取ることで簡単に納税ができます。

「地方税お支払サイト」を確認してください。

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

イ 「地方税お支払サイト」にアクセスしてクレジットカード納税

※ 決済手数料（納税者負担）がかかります。

ウ ペイジーで納税

(インターネットバンキング、モバイルバンキングで口座から引き落とし)

(2) 現金による納税

ア ペイジー対応のＡＴＭ（埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行、農業協同組合等）で納税

イ コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納税

※ コンビニエンスストアや金融機関の窓口で、クレジットカードによる納税はできません。

ウ 自動車税事務所４支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）の窓口では現金での納税はできません。

3 障害者の方のための減免申請

(1) 対象者

令和５年５月に自動車税（種別割）納税通知書が届いた障害者減免の要件に該当する方

※ 既に減免を受けている自動車は申請不要ですが、名義変更や別の自動車に変更をする場合は、改めて申請が必要です。

(2) 申請期限

令和５年５月３１日（水曜日）

※ 期限後でも申請できますが、減免される税額は、申請した日の翌月からの月割り額です。

(3) 減免の上限額

４５，０００円（グリーン化税制による重課対象車は５１，７００円）

※ 上限額を超えた差額は納税していただきます。

(4) 申請方法

自動車税事務所・同支所及び各県税事務所の窓口、郵送・電子申請
詳しくはホームページを御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-6c.html>

4 自動車税（種別割）に関する問い合わせ先

○ 自動車税コールセンター ☎ ０５７０－０１２－２２９

※ 納税通知書が届かない、税額を確認したいなどの相談ができます。

○ 受付時間 ８時３０分から１７時１５分まで（土日祝日を除く）

※ 受付時間外は、自動音声による案内を行っています。

5 「自動車税 納めてプラス！」キャンペーンの実施

(1) 概要

・自動車税（種別割）を納期限の５月３１日までに納税して領収書等を協賛店

で提示すると、割引などの特典が受けられます。

- ・特典内容を記載したポスターとステッカーが店頭に掲示してあります。

(2) 協賛状況

- ・23企業395店

- ・協賛店一覧や特典内容については、県ホームページで紹介しています。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kouhou/osamete-plus_kigyou-itiran.html

(3) 実施期間

令和5年8月31日（木曜日）まで

(4) 問合せ先

自動車税事務所 総務担当

〒330-0844

埼玉県さいたま市大宮区下町3-8-3

電話 048-658-0223